

越谷市環境条例施行規則の一部改正について

①六価クロム化合物の許容限度の見直し

【背景・目的】

水質汚濁防止法（以下、法）に規定されている「人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質」（以下、有害物質）の1つとして規定されている六価クロム化合物の排水基準が0.5mg/Lから0.2mg/Lに変更されました。

そこで、法と同じ基準値を設けている越谷市環境条例についても、整合性を図るため、六価クロム化合物の基準値を変更するものです。

【改正内容】

- ・ 六価クロム化合物の基準値を0.5mg/Lから0.2mg/Lに変更
（越谷市環境条例施行規則別表第5（第17条関係）水質汚濁の規制に関する基準）

【施行日】

令和6年4月1日

②生活環境項目・大腸菌群数の見直し

【背景・目的】

水質汚濁防止法（以下、法）に基づく排出水の排出の規制に係る基準等の見直しについて、法に規定されている「生活環境項目」の1つとして規定されている大腸菌群数から大腸菌数に見直しました。

そこで、法と同じ基準値を設けている越谷市環境条例についても、整合性を図るため、「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更し、基準値を変更するものです。

【改正内容】

- ・ 別表第5（第17条関係）水質汚濁の規制に関する基準の指標を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更。あわせて、大腸菌数の基準値を、現行の大腸菌群数の基準値（＝日間平均3,000）に相当する大腸菌数を基準値（＝日間平均800）として設定する。
（越谷市環境条例施行規則別表第5（第17条関係）水質汚濁の規制に関する基準）

【施行日】

令和7年4月1日

越谷市環境条例施行規則案（抜粋）

（規制基準）

第 17 条 条例第 45 条第 1 項に規定する規則で定める規制基準は、一般の騒音については別表第 2 に、指定建設作業の騒音については別表第 3 に、指定建設作業の振動については別表第 4 に、水質の汚濁については別表第 5 に掲げるものとする。

別表第 5（第 17 条関係）水質汚濁の規制に関する基準

健康項目	許容限度	生活環境項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
シアン化合物	シアン 1	生物化学的酸素要求量	150（日間平均 120）
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1	化学的酸素要求量	160（日間平均 120）
		浮遊物質	180（日間平均 150）
鉛及びその化合物	鉛 0.1	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5
六価クロム化合物	六価クロム 0.2	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	30
砒素及びその化合物	砒素 0.1	フェノール類含有量	1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	銅含有量	3
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	亜鉛含有量	2
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003	溶解性鉄含有量	10
トリクロロエチレン	0.1	溶解性マンガン含有量	10
テトラクロロエチレン	0.1	クロム含有量	2
ジクロロメタン	0.2	大腸菌数（1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均 800
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	1		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		

1, 1, 1-トリクロロエタン	3		
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06		
1, 3-ジクロロプロペン	0.02		
チウラム	0.06		
シマジン	0.03		
チオベンカルブ	0.2		
ベンゼン	0.1		
セレン及びその化合物	セレン	0.1	
ほう素及びその化合物	ほう素	10	
ふつ素及びその化合物	ふつ素	8	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計	100	
1, 4-ジオキサン	0.5		

備考

- この表に掲げる規制基準は、工場又は事業場から、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条に規定する公共用水域に排出される水について適用する。
- この表に掲げる数値に係る検定方法は、昭和49年環境庁告示第64号（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）によるものとする。この場合において、同表に規定する「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 単位は、水素イオン濃度及び大腸菌数を除き、1リットルにつきミリグラムである。
- 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる規制基準（排出基準）は、建築基準法第31条第2項に規定する尿尿浄化槽の排出水については除く。
- 健康項目については、排水量の多少にかかわらず、すべてに適用する。
- 生活環境項目については、一日当たりの平均的な排出水の量が、10立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。